

体育施設開放の施設使用に関する注意について

東京都立深川高等学校
都立学校開放事業運営委員長

- 1 営利目的の利用、校内での営業行為ならびに業者の出入りは一切禁止します。
- 2 自動車での来校は、駐車場等がなく、また事故防止のため禁止します。
(路上駐車は、事故につながりますので、絶対にしないでください。)
- 3 学校施設使用当日、団体責任者は使用団体登録証、使用承認書を**管理指導員に提示し、確認**を得てください。
- 4 指定の門から責任者と一緒に**団体単位**で出入りしてください。また開放時間途中における個人単位の出入りの際は必ず**管理指導員に報告し、確認**を得てください。
- 5 登録団体以外の者の施設内への立ち入りはできません。また試合等の場合に、相手方の団体でも登録していない場合は、施設内への立ち入りはできません。
- 6 使用を許可された施設以外への立ち入りは厳禁とします。
- 7 学校の電話を呼び出し、連絡等に使用することはできません。
- 8 1回の使用時間は、**準備から後始末までの時間**を含みます。**使用時間を厳守**してください。(午前は、9:00 から 12:00 まで。午後は、13:00 から 16:00 まで)
- 9 校内は、全面禁煙です。また、ゴミ、空き缶等は持ち帰ってください。用具倉庫に**団体・個人の私物を置いたままにすることはできません。**
- 10 施設使用の際は、施設に応じた靴等を使用してください。
- 11 テニスコートに砂場の砂を撒くことは絶対に禁止です。雨天後に濡れているときは、雑巾で水を取り、乾くのを待ってください。(注:本校はグリーンダストを使っていて、砂が混ざると固まらなくなり、ボールが弾まない、弾み方が変わるなど支障が出ます。ちなみに荒木田土等のコートの場合は砂を入れることがあります。)
- 12 その他、管理指導員の施設管理・安全・使用上の注意・指導・指示に従ってください。
- 13 使用中に、学校の施設・設備等を破損したときは、直ちに管理指導員に申し出て、管理指導員の指示に従ってください。
- 14 使用後は、必ず清掃・整地等を行い学校教育に支障のないよう原状回復してください。
- 15 使用後は、使用人数、備品・施設の異常・事故の有無を管理指導員に報告してください。管理指導員は、必ず管理指導日誌を提出してください。トイレは、施錠していません。
- 16 上記の事項に違反した場合や管理指導日誌の提出がない場合は、学校開放事業運営委員会の審議に付し、運営委員の決める一定期間の使用を禁止します。さらに、使用団体の登録を取り消すこともあります。
- 17 学校教育上必要が生じた場合は、開放事業の中止又は変更をすることがあります。あらかじめご承知ください。